

（案）

地独評委第 号の2

令和3年8月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 中 島 茂

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）の令和2年度財務諸表について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年岐阜県条例第23号）第2条第3号の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第1項の規定により令和3年6月29日付け総医第173号で岐阜県知事に提出された法人の令和2年度財務諸表については、承認することが適当である。

(案)

地独評委第 号の3

令和3年8月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 中 島 茂

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院(以下「法人」という。)の令和2年度財務諸表について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例(平成21年岐阜県条例第23号)第2条第3号の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第34条第1項の規定により令和3年6月28日付け多病第95号で岐阜県知事に提出された法人の令和2年度財務諸表については、承認することが適当である。

（案）

地独評委第 号の４

令和３年８月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 中 島 茂

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の令和２年度財務諸表について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成２１年岐阜県条例第２３号）第２条第３号の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第３４条第１項の規定により令和３年６月２９日付け下病第７９号で岐阜県知事に提出された法人の令和２年度財務諸表については、承認することが適当である。